

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付（両給付を併せ、以下「療養補償給付等」という。）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A左官の事業主であり、B所在のC（労働保険事務組合）に労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の事務処理を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、①平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、②平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、労災保険に加入していた者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日に鉄筋の束に足をとられて転倒し（以下「転倒災害」という。）、同年〇月〇日にD整形外科に受診し「外傷性頸部症候群、両上肢しびれ、右肩関節打撲捻挫、殿部打撲、腰部打撲傷」と診断され、同月〇日から同年〇月〇日まで入院し、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を受給した。
請求人は、同休業補償給付を受給している期間中の平成〇年〇月〇日に、E医院に受診し「振動障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、振動障害の発症は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付等を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月の特別加入時には既に振動障害を発症していたとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査

請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に係る振動障害の発症が、特別加入期間の業務に起因するものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、転倒災害により、両手のしびれ、箸を持たないといった巧緻運動障害、筋力低下、肩痛、腰痛を訴えて、平成○年○月○日から同年○月○日までの約1か月間、D整形外科へ入院し、その後は、ほぼ毎日通院していたことが認められる。請求人は、休業補償給付の受給期間中である平成○年○月○日から○日にかけて、E医院に検査入院し、そこで「振動障害」の診断を受けたものの、翌日の同月○日から、ほぼ毎日D整形外科に通院している。

この経緯について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、振動障害は（転倒災害発生日の）平成○年○月○日以前からあった旨述べ、また、D整形外科での外傷性頸部症候群との傷病名は検査病名であるとして、両上肢のしびれの症状の機序は転倒災害によるものではなく、振動障害によるものであると説明している。一方、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の両上肢のしびれの機序については、頸椎症に転倒災害が加わり発症したものであると述べている。

以上のように、請求人が訴える両上肢のしびれの症状に係る両医師の所見が異なっていることから、当審査会においては、転倒災害に係る負傷に際して、

D整形外科で行われた治療について、診療録等を精査した。すると、請求人には、箸を持たない、座位から自力立位ができない等の症状が認められるとされており、当該負傷は、多様な神経症状をもたらす可能性のある重篤なものであったと考えられ、事実、1か月の入院と7か月にわたる休業を要したことも勘案すると、G医師の所見の方が妥当であると判断する。

(2) 請求人は、F医師が振動障害と診断した日をもって、同傷病の発症日である旨を主張するが、上記のとおり、当該診断日は、正に転倒災害による負傷に係る治療が継続していた時期であり、仮にF医師の診断が正確だったとしても、当該検査結果が転倒災害の負傷による神経及び運動への障害ではなく、長期にわたる振動工具使用に伴う障害であると判断し得たとは、医学的にみて考え難い。当審査会としては、レイノー現象については当該検査時に請求人の自覚症状においても医師の所見においても確認されていないことなどの事実も加味すると、F医師が請求人に現れた諸症状について振動障害であると断定したことについては、疑念を抱かざるを得ないものである。請求人については、別途、客観的な立場からの医学的所見を得られる鑑別診断を受け、労災保険に特別加入していた時期に発症したものであるとの事実が認められない限り、振動障害を理由とする療養補償給付等の支給はなされないものであると判断することが相当である。

(3) なお、F医師は、当初の平成〇年〇月〇日付け意見書において、振動障害は（転倒災害発生日の）平成〇年〇月〇日以前よりあった旨述べているものの、後に同医師自らも、また請求人もこれを否定している。振動障害の発症については、客観的な医学証拠もなく、自訴のみでこれを認められるものではないことは自明であり、この点、監督署長が、請求人の自訴のみを根拠として発症時期を特定したことは誤りであるが、上記のとおり、そもそも振動障害であるとの診断自体に疑義があることから、療養補償給付等を支給しないとした本件処分は、結論において妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。